

支給認定及び保育の実施等に関する条例(素案)

平成26年7月17日

1. 本条例の概要

本条例及び本条例施行規則では、子ども・子育て支援新制度において給付対象となる施設・事業を利用するにあたり、新たに必要となる保育の必要性認定(支給認定)の基準等について規定するほか、認定こども園、保育園、家庭的保育事業等で行われる保育の実施基準等について規定する。

A. 条例に規定する項目(案)

支給認定に係る事由

保育の実施基準

区立保育園における延長保育の実施について

過料について

B. 規則に規定する項目(案)

支給認定について

保育料算定にあたり、世帯の負担能力を証明する書類の提出について

保育の実施基準について

保育の申込みについて

保育の承諾について(利用調整(入園選考)基準指数、調整指数)

保育の不承諾、解除について

家庭状況の届出等について

管外委託、受託について(区民が区外施設を希望する場合、区外在住者が区内施設を利用する場合)

区立保育園における延長保育の実施基準について

延長保育の承諾、不承諾、解除について

区立保育園における指定延長保育(スポット保育)について

2. 支給認定の概要

1) 子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた区市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっている。(子ども・子育て支援法第19条等)

【参考】認定区分

- ・19条1項1号に該当する場合:教育標準時間認定
- ・19条1項2号に該当する場合:満3歳以上・保育認定
- ・19条1項3号に該当する場合:満3歳未満・保育認定

2) 保育の必要性の認定に当たっては、以下の3点について、国が認定基準を策定することとされている。

「事由」:保護者の就労、疾病等

「区分」:保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量

「優先利用」:ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

3. 支給認定区分

	保育の必要性なし	保育の必要性あり
3歳以上	教育標準時間認定 (= 1号認定) 【主な利用先】幼稚園、 認定こども園(幼稚園部分)	保育認定 (= 2号認定) 【主な利用先】保育所、 認可こども園(保育所部分)
3歳未満	認定なし	保育認定 (= 3号認定) 【主な利用先】保育所、 認定こども園(保育所部分)、 地域型保育事業

保育短時間

1日最大8時間の保育利用が可能

保育標準時間

1日最大11時間の保育利用が可能



4. 保育を必要とする事由、必要量及び優先利用の基準

	内容	備考
保育を必要とする事由	<p>就労 ・1月48時間以上労働することを常態とすること。 妊娠中又は出産後間がないこと 保護者の疾病、障害 同居又は長期間入院等をしている親族の常時介護・看護 災害復旧 求職活動 就学 虐待やDVのおそれがあること 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、 継続利用が必要であること <u>保護者が死亡、離別、行方不明又は拘禁の状態にあること</u> <u>その他明らかに保育が必要であると区長が認める場合</u></p>	
保育の必要量	<p>保育標準時間 ・1日最大11時間の保育利用が可能 ・就労時間の下限は、1月120時間程度</p> <p>保育短時間 ・1日最大8時間の保育利用が可能 ・就労時間の下限は、<u>1月48時間以上</u></p>	

優先利用については、今後国が例示する基準の内容と、区が既に調整基準として考慮している内容とを比較し、規定する。

5. 保育の実施基準について

支給認定における保育を必要とする事由とは別に、支給認定において第2号及び第3号の認定を受けた子どもが、新制度において給付対象となる施設・事業(保育所、認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業)の利用を希望した場合に区が行う利用調整(入園選考)のための要件となる「保育に欠ける要件(家庭で保育ができない事情)」について規定する。

保育の実施基準

2号認定又は3号認定を受けた子どもの保護者のいずれもが、次に掲げる事項のいずれかに該当することにより、子どもを保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が子どもを保育することができないと認められる場合に、保育を行うものとする。

1. 居宅外で労働することを常態としていること。
2. 居宅内で子どもと離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
3. 妊娠中であること、又は出産後間がないこと。
4. 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
5. 長期にわたり疾病の状態にある親族又は精神若しくは身体に障害を有する親族を常時介護していること。
6. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
7. 区長が認める1～6に類する状態であること。

6. 区立保育園における延長保育の実施について

区立保育園における延長保育(18時15分以降の保育をいう。)について、本条例で合わせて規定する。

7. 申込手続等について

申込み手続や、保育の実施について、本条例に定めるもののほかは、規則で定める旨を規定する。

8. 過料規定について

)

子ども・子育て支援法第13条第1項

市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

子ども・子育て支援法第87条第1項

市町村は、条例で、正当な理由なしに、第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

)

子ども・子育て支援法第23条第2項

市町村は、前項の規定による申請()により、支給認定保護者につき、必要があると認めるときは、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る支給認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。 支給認定の変更申請

子ども・子育て支援法第23条第4項

市町村は、職権により、支給認定保護者につき、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満三歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る支給認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

子ども・子育て支援法第24条第2項

前項の規定により()支給認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る支給認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。 支給認定の取消し要件

子ども・子育て支援法第87条第3項

市町村は、条例で、第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

これらの規定を受け、世田谷区は、)及び)について条例において過料にかかる規定を設ける。